

## 別表

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 応募団体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
<p>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト</p> <p>1. プロジェクトの管理・運営</p> <p>2. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施</p> <p>(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化</p>	<p>GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領(案)のとおり</p>	<p>本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、又は法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体(特認団体)のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。</p> <p>2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えているものであること。</p> <p>3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。</p> <p>4 日本国内に所在し、補助事業全体及</p>	<p>人件費、謝金、賃金、保険費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等</p>	<p>上限額は、45,000千円以内</p> <p>上限額は、980,000千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

<p>(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築</p>		<p>び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。</p> <p>5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。</p>			
--	--	--	--	--	--